

# ごみ処理基本計画

## 第1章 計画見直しの趣旨

### 1 見直しの背景

#### (1) 背景

今日、自然環境の破壊や地球温暖化、天然資源の枯渇など、地球規模での深刻な環境問題が生じており、限りある資源の抑制を図りながら環境負荷の低減に努め、自然と共生する持続可能な循環型社会<sup>\*</sup>の形成が求められています。本計画策定以降、各種リサイクル法の整備が進み、更なる廃棄物の減量化・資源化とともに安定的・継続的な適正処理が求められています。

国においては、「質」にも着目した循環型社会の実現を盛り込んだ「第三次循環型社会形成推進基本計画<sup>\*</sup>」において、個別の物品に応じて規制する個別リサイクル法である容器包装リサイクル法<sup>\*</sup>、食品リサイクル法<sup>\*</sup>、小型家電リサイクル法<sup>\*</sup>などを改正・施行するなど、廃棄物行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、平成24年12月には、消費者トラブルの未然防止にとどまらず、「環境、人、地域に『やさしい』商品を選択する」、「余計なサービスは断る」、「買い過ぎない」など持続可能なライフスタイルに関する教育を通して、将来世代のための公正で持続可能な「消費者市民社会」の実現を目的とした「消費者教育推進法」が施行されました。

このような状況の中、今回の中間見直しは、計画策定から5年目を迎えたことから、平成24年度から28年度までの過去5年間のごみ排出量の推移や国や東京都・23区の状況、本区を取り巻く社会情勢等も踏まえ、今後5年間の施策実現に必要な事業の修正を行うものです。

#### (2) 状況の変化

##### 国の動向

現行計画策定後の大きな変化として、循環型社会形成推進基本法に基づき国が定める計画である「第三次循環型社会形成推進基本計画」が平成25年5月に閣議決定されたことがあげられます。それまでの循環型社会形成推進基本計画では、廃棄物処理の基本を発生抑制（リデュース）<sup>\*</sup>、再使用（リユース）<sup>\*</sup>、再資源化（リサイクル）<sup>\*</sup>の3R<sup>\*</sup>と規定していましたが、新しい計画では、廃棄物の発生そのものを抑えることを優先順位とし、リサイクルに比べ優先順位が高いにもかかわらず、取り組みが遅れていた2R「発生抑制・再使用」の推進を掲げています。なお、再資源化は引き続き廃棄物処理の手段の一つとして位置付けられています。

そのほか、災害時の廃棄物処理のシステム強化、有害物質の適正処理、有用金属の回収などが示されています。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機として、廃棄物処理においても災害対策の重要性がクローズアップされるようになり、自然災害による膨大な災害廃棄物を日常生活から発生する家庭廃棄物等とともに、迅速かつ適切な処理体制を構築していくことが求められています。

また、平成 25 年 10 月には、水銀および水銀を使用した製品の製造と輸出入を規制する「水銀に関する水俣条約<sup>\*</sup>」が採択され、水銀を含む廃棄物の適正な処理が求められています。

個別リサイクル法では、使用済み小型家電の再資源化を促進する「使用済み小型電子機器等の促進に関する法律」が平成 25 年 4 月に施行され、容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付ける「容器包装リサイクル法」や売れ残りや食べ残り又は製造過程において発生する食品廃棄物について、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る「食品リサイクル法」などの見直しなどが進められています。

### 東京都の動向

平成 28 年 3 月に改定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会やその後を見据え、「世界一の環境先進都市・東京」の実現を目標に掲げており、計画期間である今後 5 年間だけではなく、2050 年（平成 62 年）まで見据えた 2030 年（平成 42 年）のビジョンを示しています。

2030 年までに東京都が目指すべき姿として「良好な都市環境の次世代への継承」と天然資源の採取の段階から環境に配慮するための「持続可能な資源利用への転換」を掲げ、食品ロス<sup>\*</sup>をはじめとする「資源ロスの削減」、区市町村による廃棄物の一層の資源化を促進する「廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化・効率化）」など 6 つの施策を柱として、廃棄物の減量や 3 R 施策を推進するとしています。

一般廃棄物<sup>\*</sup>の再生利用率の目標値としては平成 32 年度に 27%、平成 42 年度に 37% を目指し、最終処分量に関しては、平成 32 年度は平成 24 年度比 14% 削減、平成 42 年度は同年比 25% 削減を目指しており、残余年数が約 50 年とされている最終処分場の更なる延命化に取り組んでいく計画となっています。

さらに、有害廃棄物の適正排出の推進として、期限を定めて最終処分場での廃蛍光管等の水銀廃棄物の埋立を終了する方向で検討しています。

また、東京二十三区清掃一部事務組合<sup>\*</sup>が平成 27 年 3 月に策定した「一般廃棄物処理基本計画<sup>\*</sup>」では、最終処分場延命化のための取り組みとして、主灰のセメント原料化等の促進や不燃・粗大施設の整備を盛り込んでいます。

### 荒川区の動向

区では、平成 10 年を底に人口の増加が続いており、これまでの大規模開発が

転入者の増えた要因となっています。人口が増加しているにも関わらず、ごみ量は減少傾向にあり、区民一人ひとりのごみの排出抑制、減量化の効果が現れていると言えます。

一方で、区民1人あたりの集団回収量が平成16年度から12年連続で23区第1位となるなど、集団回収\*が大きな成果を挙げてきましたが、「区民1人1日あたりの資源回収量」、「リサイクル率」は数値目標に及ばない状況にあります。

区では、平成24年3月に策定した現行計画に基づき、基本理念として掲げた「環境区民による質の高い循環型社会の構築」に向け、環境学習などの啓発活動の充実や資源回収品目の拡充、ごみ減量のための3R推進事業の展開や安全で効率的なごみ収集・運搬体制の整備などに取り組んできました。

また、長年の懸案であった「あらかわりサイクルセンター」が平成28年10月に開設し、3R「発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再資源化(リサイクル)」を中心とした様々なRの拠点として始動しました。

あらかわりサイクルセンターは、資源の中間処理\*を行う拠点としてだけでなく、施設見学などの普及啓発活動等の場としても大きな役割を担っており、今後の効果が期待されています。

資源回収の回収品目拡大については、平成23年度に一部町会と集合住宅で調査回収を開始した古布については、平成28年度現在、町会の9割以上が集団回収品目として古布の回収を始めています。

使用済小型家電については、実証実験に参加し、平成25年6月から、他団体に先駆けてイベントや拠点において回収を開始しました。

また、リサイクルセンター開設を契機に、新たに中型家電、蛍光管や廃食油\*等について、拠点回収の取り組みを開始しました。

このような状況の中で、これまで実施してきた事業の実効性の検証を行い、制度改正等に対応した排出抑制の促進やリサイクルの推進など、財源の確保等を十分に検討のうえ、更なる施策の推進を図る必要があります。

## 2 計画の位置づけ

---

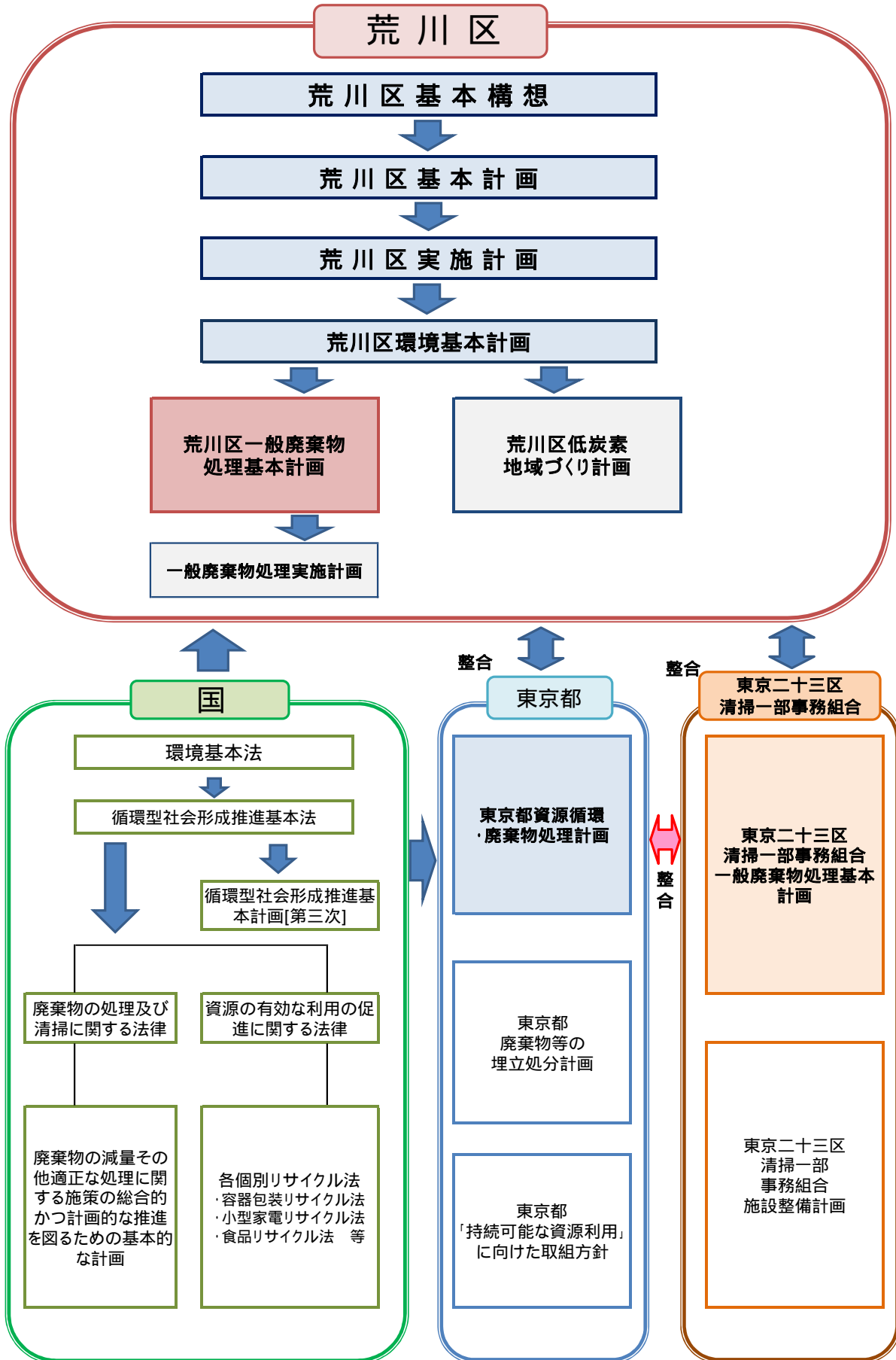
### (1) 位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、区の長期計画の一つで、「荒川区基本構想」(平成19年3月)、「荒川区基本計画」(平成19年3月)、「荒川区実施計画」(平成26年3月)及び「荒川区環境基本計画」(平成20年3月)を上位計画としており、国や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合との関係計画等との関連性を有しています。

また、一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水(し尿等)」に区分されるため、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から構成します。

特別区では、ごみの収集・運搬を「区」、焼却・破碎等の中間処理を「東京二十三区清掃一部事務組合」、最終処分(埋立)を「東京都」が担っているため、関係計画等との整合を図りながら策定しています。

【図表 1 - 1 荒川区一般廃棄物処理基本計画の位置付け】



## (2) 対象となる廃棄物及び資源

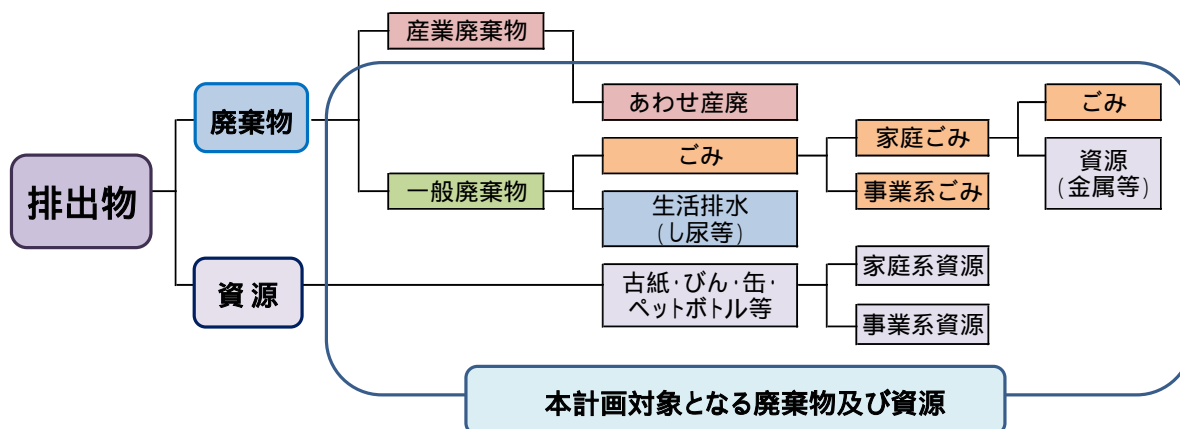
廃棄物処理法\*では、一般廃棄物と産業廃棄物が廃棄物として定められています。本計画では、全ての一般廃棄物(ごみ・生活排水) あわせ産廃\*及び資源が対象となります。

一般廃棄物のうち事業系ごみについては、廃棄物処理法第3条により、排出事業者が自己処理を行うことが原則となります。

あわせ産廃

区市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物を「あわせ産廃」といい、一般廃棄物とあわせて処理することができます。

【図表1-2 本計画対象となる廃棄物及び資源の対象範囲】



## 3 計画の期間

平成23年度に策定した現行計画は、計画期間を平成24年度から平成33年度までの10年間とし、中間年度(平成28年度)で社会・経済情勢等の変化を考慮した見直しを行うこととしていました。今回策定した計画は、この中間年度における見直しであり、計画期間は現行計画の後半期である平成29年度から平成33年度とします。

## 4 計画見直しの体制

荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しにあたり、清掃リサイクル事業に携わる事業者、区民代表(区内団体代表者等)、学識経験者などで構成された区長の附属機関である「荒川区清掃審議会」に対し、「荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する基本的な考え方」について平成27年8月に荒川区長が諮問を行いました。

その後「荒川区清掃審議会」からの答申を踏まえ、環境清掃部内に環境清掃部長を委員長としたプロジェクトチームを組織し、環境清掃部清掃リサイクル課と荒川清掃事務所が中心となって計画見直しを行いました。